

(電子メール施行)
高第 1487 号
令和 4 年 8 月 5 日

各高齢者福祉施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化 について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の新型コロナウイルスの新規感染者数は1日あたり1万人前後で推移しており、高齢者施設等でも多くのクラスターが発生しています。

こうした状況を踏まえ、本県は8月3日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、高齢者に関する対策の強化を決定しました。

〈R4.8.3 対策本部会議「高齢者に関する対策の強化」〉

- 施設等の従事者に対する定期検査について、訪問系の事業者の従事者を対象に追加
- 国備蓄の抗原検査キットを活用し、重症化リスクの高い入所者がいる施設等において、濃厚接触者等となった入所者・従事者に対する検査を強化
- 入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための相談支援窓口を設置

(詳細は別紙1参照)

については下記の点にご留意の上、各施設・事業所における対策の強化に迅速に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者施設等での検査の強化

(1) 従事者に対する定期的検査の対象の拡充

- 現在、入所系・通所系の高齢者施設・事業所(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に、申請に応じて抗原検査キットを配布し、従事者の方に対する定期的な検査を実施いただいています。
- 今回さらに、在宅の要介護高齢者の感染防止を図るため、訪問系の事業所(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に追加することとしました。

- なお、現在の感染拡大状況を踏まえ、例えば入所者や利用者の方が、①相当数の外部の方との接触機会があった場合や、②濃厚接触者となった場合など、検査を実施する必要があると施設等が判断した場合、入所者や利用者の方への検査に活用することも、当面の間、可能とします。

ただし、濃厚接触者等への検査は、下記(2)で配布されたキットを優先的に使用すること。

- 各施設・事業所の管理者の方には、従事者の早期感染発見による感染拡大防止のため、積極的に検査を行っていただくよう、改めてお願いします。

※申込方法等の詳細については、別紙2を参照。

※濃厚接触者の待機の解除等の詳細については、別紙3を参照。

(2) 濃厚接触者等となった入所者・利用者及び従事者の方への検査のためのキットの配布

- 上記(1)の定期的検査のため配布したキットは、原則として従事者に対する検査に使用することを想定していますが、これまでから、濃厚接触者となった従事者待機解除のための検査に使用することも可能としています。

- 今回、国から県に配布される見込みの抗原検査キットの一部を活用し、施設等入所者・利用者及び従事者で濃厚接触者(軽症者を含む。)となった方に検査を行うため、施設等からの要請に応じて、上記(1)とは別にあらかじめ配布することとしました。

なお、申込の開始時期や申込方法は、現在検討中のため、改めてお知らせします。

※注意事項：上記(1)の定期的検査とは、申込先、申込方法等が異なります。

- (2)で配布されたキットは、無症状の方への検査などの濃厚接触者等の方に対する検査以外には使用できません。

上記(1)の定期的検査のキットは、無症状の従事者に加え、引き続き濃厚接触者等の方の検査に使用することが可能です。

区分	(1) 従事者に対する定期的検査	(2) 濃厚接触者等となった入所者・利用者及び従事者の方への検査
対象施設	入所系・通所系・ <u>訪問系</u> の施設・事業所 ※(1)の検査は、政令市・中核市所在分を除く。	
検査方法	抗原定性検査(抗原検査キット)	
対象者	無症状の従事者 〔※ 濃厚接触者となった場合など、必要があると施設等が判断した場合、 <u>入所者・利用者への検査も当面の間可能</u> 〕	濃厚接触者(軽症者を含む)の (入所者・利用者・従事者)
検査頻度	原則週1回(定期的実施)	適宜
申込方法	別紙2参照	別途お知らせします。

2 新型コロナウイルスの治療薬への対応

- 新型コロナの治療薬のうち、経口治療薬(「モルヌピラビル」(販売名:ラゲブリオ)、「ニルマトレルビル・リトナビル」(販売名:パキロビッドパック))の配分は、「登録センター」に登録した医療機関に限り行われます。
- これら経口治療薬は、オミクロン株においても感染者に対する治療に有効なものですが、先月県が行った各施設等の配置医師等の状況に関する調査によると、経口治療薬の使用登録を受けている配置医師等がいる施設は、7月末時点で全施設の28.8パーセントに止まっています。
- 施設等の利用者で感染者が発生した際、配置医師や協力医療機関において、速やかにこれらの治療薬を活用できるよう、未登録の場合は積極的に登録を行っていただくよう重ねて依頼をお願いします。

【参考】県 HP(新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(飲み薬)について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tiryoyaku.html>



3 保健所・医療機関に対する検査証明を控えること

- 医療機関や保健所は、重症・中等度患者や重症化リスクが高い方などの対応業務を中心にを行っています。保健所等の業務がひっ迫せず、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、職員の欠勤、家族の面会、利用者外出・外泊等の際に保健所等が作成する療養証明書、り患証明書、陰性証明書等の提出を求めないよう、要請(※)します。

※この要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です(別紙4参照)。

4 退院患者の介護施設における適切な受入れについて

- 入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための支援相談窓口を設置しました。
※R4.8.4から、県高齢政策課及び(一社)兵庫県介護老人保健施設協会に設置
- 介護老人保健施設に限らず、施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には当たりません。退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うようお願いいたします。
- なお、退院基準を満たし退院した者を連続して10日以上受入れた場合、受入に関する支援金(1名受入あたり10万円)を申請することが可能です。

【参考】県高齢政策課長通知

(退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20220627tuuti.pdf>



【参考】県 HP 兵庫県ホームページ（「4 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(6)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>



5 感染者発生時の対応等

高齢者施設等での感染拡大防止には、初動対応が重要です。下記を活用し、適切に対応いただくよう要請します。

- 感染者発生時における初動体制構築（感染管理認定看護師等の派遣）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>



- 感染発生施設等で共通して見られた指摘事項への対応等

（普段は見落とされがちだが気を付けるべき内容や必要な取組等）

- 動画

兵庫県看護協作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>



- ポスター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

※リンク先県 HP「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターをご活用ください。」を参照



- 「チェックリスト」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>



- 「感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



- 効果的な換気（2方向の窓開けや気流を障害しないパーティションの配置等）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

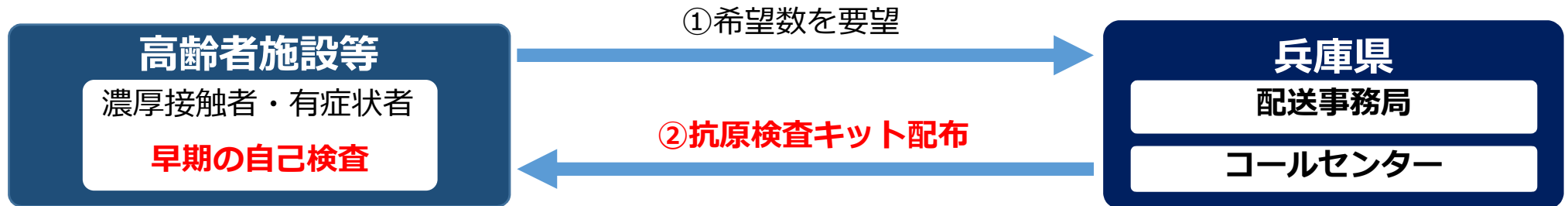


高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

濃厚接触者等となった高齢者施設等の入所者・従事者等に対する検査の強化

- 国備蓄の抗原検査キットを活用し、重症化リスクの高い入所者がいる高齢者施設等において、**濃厚接触者等となった入所者・従事者等に対する検査を強化**

<検査キットの配布スキーム>



高齢者施設等の従事者に対する定期的検査の対象拡充

- **入所系・通所系の高齢者施設等**からの要請に応じて検査キットを配布し、従事者に対する定期的な検査を実施中 ⇒ 感染の早期発見により、高齢者施設等のクラスター発生防止を図る
- 新たに**訪問系の事業者(訪問介護、訪問看護等)を対象に追加** ⇒ 従事者との接触による**在宅の要介護高齢者の感染防止**を図る

区分	R4.6.26まで	R4.6.27～	R4.8.4～
検査回数	月2回程度	月4回程度	同左
検査方法	PCR検査	抗原定性検査	同左
検査対象	入所・通所	同左	入所・通所・ 訪問

約3,500施設、72,000人



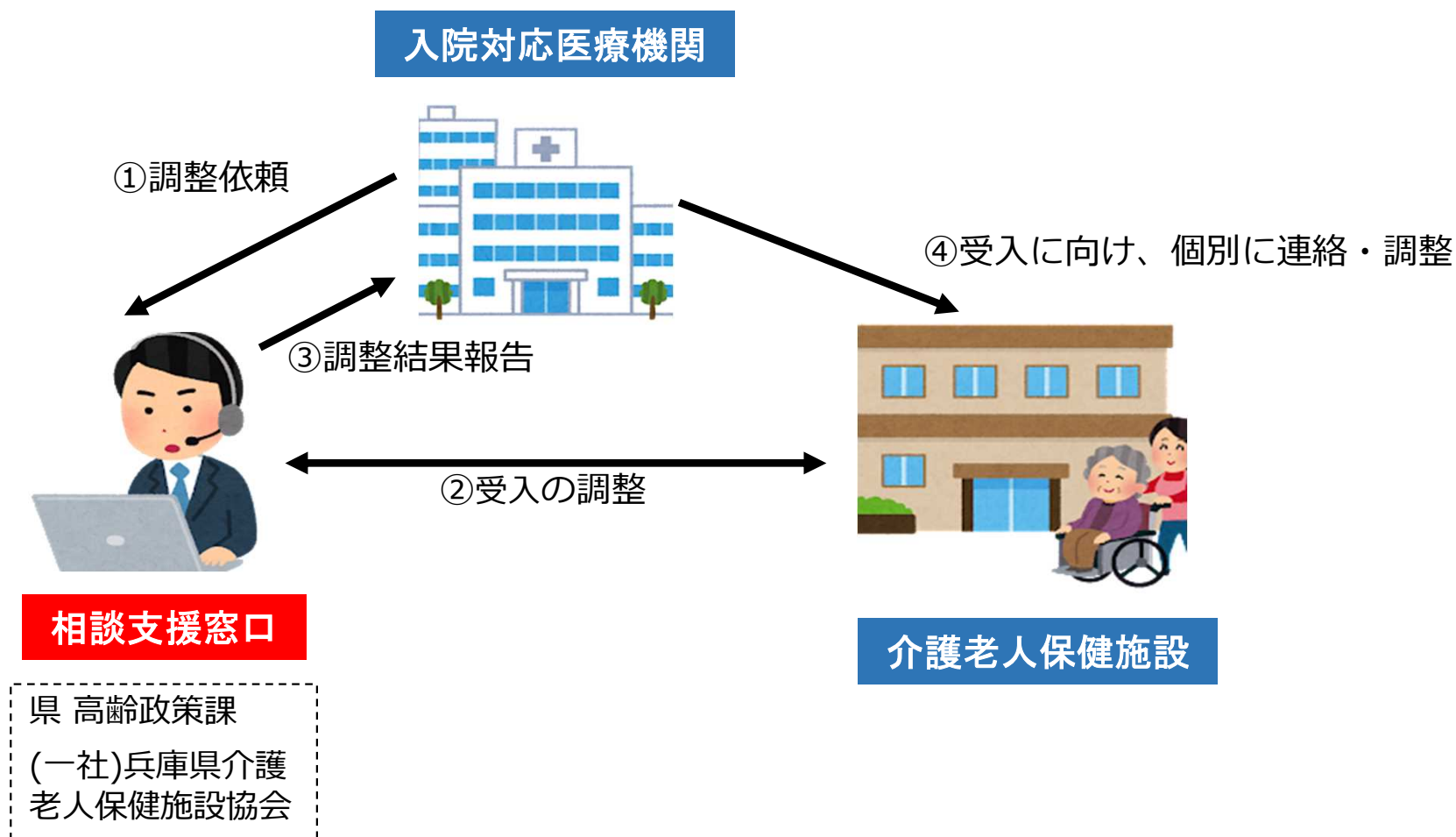
約6,200施設、89,000人

(+2,700施設、+17,000人)

介護老人保健施設での退院受入に関する相談支援窓口の開設

入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための**支援相談窓口を設置**
⇒ **医療と福祉の連携による、円滑な退院と病床確保の推進**

<事業スキーム>



高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について

第1 事業の概要

区分	内容
対象施設 ・事業所	<p>次の施設及び事業所（政令市・中核市所在の施設除く。）</p> <p>(1) 入所系： 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(2) 通所系： 通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護</p> <p>(3) 訪問系： <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u></p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する従事者 ・濃厚接触者となった従事者 ・施設外の親族等との接触があった場合の施設等利用者など
検査方法	抗原定性検査(抗原検査キット)
検査頻度	従事者にあっては原則、1週間に1回 その他の場合必要に応じて実施
実施期間	通所系・入所系：6月27日(月)～ <u>訪問系</u> : 8月4日(木)～

第1 事業の流れ

次頁のとおり。

高齢者施設・障害者施設等の従事者に対する 新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施概要

検査を受けていただく方

- 高齢者施設／障害者施設等（入所系・通所系・訪問系）に従事する職員の皆さま
利用者と接する者は対象に含めます。（例：清掃員・ドライバー）
※県内全域（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市及び明石市を除く。）に所在する施設に勤務されている方
- 検査に係る費用は**県が公費で負担します。**

検査手順

※**施設等単位**で発注・実績報告を行ってください。

STEP 01 発注書入力

「実績報告書兼発注書(エクセル)」に必要事項を入力してください。
※初回発注数は【検査対象職員数×8回】
追加発注数は【検査対象職員数×4回】です。（自動的に入力されます。）
※管理番号は、県 HP 記載の別紙 2「管理番号(エクセル)」を確認。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>



STEP 02 発注書提出

「実績報告書兼発注書(エクセル)」を事務局にメールで送付してください。
送付先アドレス：hyogo_kougen@sg-systems.co.jp

STEP 03 検査キット受領

発注後、数日で検査キットが届きます。

STEP 04 検査・検査結果確認

1週間に1回の頻度で検査を実施してください。
なお、濃厚接触者に対する検査等に使用してもよいこととします。

STEP 05 実績報告書入力

「実績報告書兼発注書(エクセル)」に必要事項を入力してください。
検査区分(頻回検査・その他)についても選択してください。

STEP 06 実績報告書提出

検査実施日の翌日に、「実績報告書兼発注書(エクセル)」を事務局にメールで送付してください。
送付先アドレス：hyogo_kougen@sg-systems.co.jp

STEP 07 追加発注の場合

施設等での在庫数が概ね1ヶ月分となった段階で追加発注を行ってください。

「実績報告書兼発注書(エクセル)」に必要事項を入力の上、事務局にメールで送付してください。
※追加発注数は【検査対象職員数×4回】です。（自動的に入力されます。）
送付先アドレス：hyogo_kougen@sg-systems.co.jp
その後の手順につきましては、STEP3から同様に行ってください。

お問い合わせ

検査における手順の不明点・ご質問等は下記へお問い合わせください。

〈兵庫県抗原検査キット配送等事務局〉

電話番号：0120-205-111

メールアドレス：hyogo_kougen@sg-systems.co.jp

(平日9時～18時)

留意事項

- (1)検査を希望されない場合は、特にご対応いただく必要はありません。
- (2)感染症法に基づく行政検査ではなく、任意検査となりますので、陽性判定時には、改めて医師の診断を受けていただく必要があります。
- (3)検査は、受検者本人で行っていただきます。

濃厚接触者の待機期間等について

第1 濃厚接触者の待機期間等

1 主な内容

- 高齢者施設等(ハイリスク施設)で発生した感染者の濃厚接触者の待機期間
 - ・ 最終曝露日(当該感染者との最終接触等)から5日間(6日目解除)
 - ・ 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能

- この場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

2 国事務連絡(R4. 3. 16 付け(R4. 7. 30 一部改正))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf>

※5頁が主な関係箇所



第2 介護従事者である濃厚接触者の特例

1 主な内容

- 濃厚接触者となった介護従事者が、特例の条件を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらず、待機を行わず介護に従事させることができる。

※特例の条件は、次頁参照

2 国事務連絡(R4. 3. 16 付け(R4. 7. 26 一部改正))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000969216.pdf>



介護従事者である濃厚接触者の特例の条件(兵庫県)

●特例を適用する施設等は、次の区分1から6までの条件全てに該当すること。

区分	条件
1	<p>対象者の従事する施設等が、次の①～③に全て該当すること。</p> <p>① 次のいずれかの高齢者入所施設等であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</p> </div> <p>② 当該施設等が、感染者又は濃厚接触者である利用者が入所していること。</p> <p>③ 当該施設等が、外部からの応援職員の確保が困難なものであること。</p>
2	<p>対象者の業務が、他の介護従事者による代替が困難なものであること。</p>
3	<p>① 対象者が、ワクチンの<u>4回目</u>追加接種を接種済みであること。ただし、<u>3回目</u>接種から6か月以上経過していないこと等により未接種の場合は<u>3回目</u>接種済みであること。</p> <p>② 対象者が、上記①のワクチン接種後14日経過した後に感染者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。</p>
4	<p>① 対象者が、無症状であること。</p> <p>② 対象者が、毎日業務前に検査(※1)により陰性の確認(※2)を受けていること。</p> <p>※1 検査は、核酸検出検査又は抗原定量検査によること。ただし、これが困難な場合は、抗原定性検査キットによることも差し支えない。</p> <p>※2 陰性の確認は、感染者との接触など最終曝露日から<u>3日目</u>に陰性が確認されるまでの間行うこと。</p>
5	<p>対象者の従事する施設等の管理者が、対象者の業務従事を了解していること。</p>
6	<p>施設等の次の①～③を事業所として実施する体制について、感染者発生時の初動体制構築に関する指導(※3)において確認を受けていること。</p> <p>① 対象者が無症状であることなど健康状態を確認できる体制</p> <p>② 検体採取、結果判定、検査キットの確保など適正な検査が実施できる体制</p> <p>③ 防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理など施設内での感染拡大を防ぐための対策が実施できる体制</p> <p>※3 健康福祉事務所(保健所)によるもの、公益財団法人兵庫県看護協会から紹介を受け県が派遣する感染管理認定看護師等によるもの等をいう。</p>

医療逼迫を回避するため、軽症者等には自宅療養を基本に症状に応じた療養を実施しているところですが、県内で約7万人を超えるなど自宅療養者が多くなっています。

今後も感染者の増加が見込まれる中、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるなど、誰もが安心、安全に療養できる体制づくりを構築するため、以下の協力をお願いします。

自己検査等で陽性の場合は、自主療養登録センターへの登録を！

感染者の急増に伴い多くの有症状者が発熱等診療・検査医療機関を受診しています。

県では、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるよう、症状が軽く重症化リスクの低い方（原則、60歳未満で基礎疾患がない方）に、医療機関を受診する前に自己検査ができるよう、希望者に対して「抗原検査キット」を配布します。

自己検査等で陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターへ登録いただき、自主療養をお願いします。なお、センターでは申請に基づき、自主療養証明発行などの支援も行います。

もしもの際に備えて、予め食料や常備薬などの備蓄を！

感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる10日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前の準備をお願いします。

陽性の方で自宅療養時の病状悪化やその他ご相談は、自宅療養者等相談支援センター等に相談してください。

陰性確認だけなどの安易な受診は控えよう！

無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診は、医療逼迫を招くため、控えていただき、無料検査場での検査をお願いします。

症状があつて受診を迷う場合や不安がある方は、「健康相談コールセンター」等の各種相談センターに相談をしてください。相談の上、受診が必要な場合は、発熱等診療・検査医療機関に事前に電話の上、受診をお願いします。

また、軽症者の希望者には「抗原検査キット」を県等が配布します。自己検査等で陽性となった場合は、自主療養登録センターへの登録をお願いします。

県民・事業者等は、各種証明発行手続きの負担軽減にご協力を！

医療機関や保健所は、主に重症・中等症患者や重症化リスクが高い方などの対応業務を行っており、感染急拡大の影響により、保健所等での療養証明書発行まで時間がかかっています。

感染者が急拡大している当面の間、医療保険金受給のための罹患証明書の発行依頼は可能な範囲でしばらくお待ちいただくとともに、勤務再開などの各種証明依頼は控えていただくようお願いいたします。電子版療養証明書を「My HER-SYS」により発行できますので、お急ぎの方は、My HER-SYS による電子療養証明書の活用もご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症患者は、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるため、療養終了後の勤務等の再開にあたって陰性証明を提出する必要はありませんので、事業者等におかれては、勤務の再開や欠勤等の際に各種証明書の提出を求めないようお願いいたします。

[参考：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抜粋）]

- ・配布された抗原検査キットで陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターに登録するよう依頼する。
- ・感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる 10 日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前に準備するよう**要請**※する。
- ・医療逼迫を回避するため、無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診を控えるよう**要請**※する。
- ・保健所や医療機関のひっ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、勤務や通学等の再開にあたって療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の発行依頼を控えるか、「My HER-SYS」にて電子療養証明書を発行するよう**要請**※する。
- ・[(例) 事業者に対する要請の場合]
保健所や医療機関のひっ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、欠勤等の際に従業員等に療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の提出を求めないよう**要請**※する。

※ 要請：新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請